

次期「**かながわ水源環境保全・再生
実行5か年計画**」に関する意見書
～かながわの豊かな水源環境の保全・再生に向けて～

平成22年5月

水源環境保全・再生かながわ県民会議

はじめに

1. 本意見書の趣旨

神奈川県は、県民の良質な水の安定的確保のために、平成17年度に20年間の取組全体を示す「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」を定めました。そして、施策大綱をもとに最初の5年間に取り組む「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」を策定し、平成19年度から個人県民税の超過課税（水源環境保全税）による特別対策事業を推進してきました。

水源環境保全・再生かながわ県民会議は、5か年計画に位置づけられた「県民参加による水源環境保全・再生のための新たな仕組みづくり」事業として設置され、12の特別対策事業について実施状況を点検・評価し、その結果を県民に分かりやすく情報提供する役割を担っています。

これに基づき、県民会議は、各特別対策事業とその最終目標である「良質な水の安定的確保」という効果を評価する道筋を「各事業の評価の流れ図」として整理して、県民フォーラム等により広範な県民参加を図りながら、これまで2回（平成19年度及び20年度）にわたり特別対策事業の実績を中心に点検・評価を行い、結果報告書を取りまとめてきました。

現行の5か年計画が平成19年度から開始され、4年目を迎えた現時点において、県民会議としては、引き続き特別対策事業の実施状況を点検・評価するとともに、これまでの点検・評価の結果を踏まえて、次期5か年計画の検討を行うに際して、県民を代表しての意見を述べることは重要な責務であると認識するところです。

そこで私たち県民会議は、今後、県が次期5か年計画を検討するのに先立ち、次期計画の方向性について以下のように意見を取りまとめ、提出いたします。

2. 現行の施策・税制の継続

水源環境の保全・再生は、森林の保全・再生などをはじめとして自然を対象としたものであるため、短期に効果が現れるものではなく、長期にわたる継続的な取組が必要です。

前述したように、県は、20年間の取組全体を示す施策大綱の方向性のもとに、水源環境保全税を財源として平成19年度から5か年計画に基づく12の特別対策事業を推進してきました。これらの事業の進捗状況をみると、一部には計画どおり進んでいない事業もありますが、概ね順調に実施されてきております。また、長期のモニタリング調査による事業の効果と影響は、現時点では十分に把握することはできませんが、一部の調査結果からは、事業の実施により一定の効果が認められる事業もありました。

また、財源については、水源環境保全税により、各種事業を継続的・安定的に取り組むことができました。

そこで、現行の水源環境保全税の枠組みを維持して、引き続きこれを財源としながら、現行計画に基づく特別対策事業の継続を基本として必要な見直し・強化を行い、より実効ある内容で次期の5か年計画を策定して関連事業を実施していくことが必要と考えます。

1 次期計画策定にあたっての基本的考え方（総論）

1 - 1 かながわ水源環境保全・再生施策大綱

施策大綱は、水源環境を保全・再生するための20年間の基本的な考え方と施策の方向性を示したものです。現時点においても、その目的・理念、今後の施策展開の方向性等についての認識は変わらないため、基本的な内容の修正は必要ないものと考えます。ただし、施策大綱に記載されているデータの更新、追加等については、基礎資料として継続的に行う必要があります。

1 - 2 かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画

(1) 計画期間

施策大綱に則り、次期の実行計画の期間は、現行計画と同様に、5年間（平成24～28年度）の計画とすべきと考えます。

(2) 対象施策・対象地域

ア 対象施策

水源環境保全税により実施する事業については、現行計画と同様に、主として水源環境の保全・再生への直接的な効果が見込まれる取組とする必要があります。

イ 対象地域

現行計画と同様に、直接的な効果が見込まれる県内水源保全地域を主な対象地域とし、水源環境保全・再生を支える活動の促進については、県民全体で水を守る観点から、県全域とします。

相模湖等の集水域である山梨県側の県外上流域対策は、現行計画で、山梨県と共同で施策実施のための調査を行っており、その検討状況を踏まえて対象地域とすることを検討すべきです。また、酒匂川の流域である静岡県側の県外上流域については、引き続き水質等の状況を把握していくべきと考えます。

(3) 構成事業の考え方

水源環境保全税により実施する事業については、「一般的な行政水準」を超え、新たに取り組む事業及び拡充する事業を構成事業の対象とする現行計画の枠組みを原則とすべきです。

一般財源で実施する事業と水源環境保全税で実施する事業との関係が複雑で、分かりにくいという意見はありますが、丁寧な説明や表現等の工夫により、県民に分かりやすく対応する必要があります。

(4) 事業費規模

事業費規模すなわち水源環境保全税の規模については、次期計画が施策大綱に基づき策定されるものであることから、現行計画と同規模の5か年で約190億円（年額約38億円程度）をベースに検討し、必要な事業費を確保すべきです。

現行の税制における歳入の状況等については、県が実績に基づき検証し、県民会議に対し報告する必要があります。

2 次期計画に盛り込む水源環境保全事業の考え方（各論）

2 - 1 森林関係事業

今後の林業労働力の質的・量的確保のため、人材育成に取り組んでいる「かながわ森林塾」について、次期計画に位置付け、適切な目標を設定すべきです。

シカ管理と森林整備の一体的実施については、水源かん養や土砂流出防止、生物多様性の保全など森林の有する公益的機能の観点から次期計画に位置付け、地域に応じて、水源の森林づくり事業や丹沢大山保全・再生対策などの関係事業と連携して取り組むべきと考えます。

地域水源林整備事業について、市町村が選択する整備手法により事業面積に比較して事業費が増加するため、今後はより適切な整備手法を検討する必要があります。

2 - 2 水関係事業

河川・水路の自然浄化対策の整備手法について、生態系に配慮した河川・水路等の整備と直接浄化対策の手法を再検討する必要があります。例えば、汚染源（点源）対策とセットで河川・水路の自然浄化対策を実施することも一つの方法です。

河川・水路の整備実施箇所では水質改善効果がみられる場所もありますが、生活排水などの流入がみられる箇所もあります。引き続きモニタリング調査を実施し、整備効果の把握に努める必要があります。

地下水汚染箇所について、地域の状況に応じた効果的な浄化対策を実施するとともに、長期的にモニタリングを継続することが必要です。

公共下水道及び合併処理浄化槽の整備については、相模原市における下水道計画区域の縮小と合併処理浄化槽整備区域の拡大に伴い、それに応じた下水道普及率や整備基数の目標の見直しが必要です。

2 - 3 県外上流域対策関係

県外上流域対策については、相模川水系上流域の森林の現況や水質汚濁負荷の状況等について山梨県側と共同調査を実施してきており、その調査結果を踏まえた効果的な森林保全対策や水質保全対策等が必要です。

県外上流域対策を実施する場合の事業の内容、事業量及び費用負担については、神奈川県は行政区域を越える区域であり、税負担を担う神奈川県民にとって広範かつ明確な公益をもたらすべき事業であること、山梨県の既定の計画を超えて上乘せして実施する事業であること、という見地から、費用対効果も含めて十分に検討する必要があります。

実施事業の効果を検証するため、場所や項目の選定等について適切なモニタリング調査をすべきです。

2 - 4 県民参加の仕組みづくり・調査関係

「県民参加の仕組みづくり」については、現行計画の中でこれまで県民会議が検討し、構築してきた仕組みを次期計画にも位置付け、それを基本に発展させるべきと考えます。

市民事業の支援については、市民事業支援制度の対象となる事業に限らず、多様な関係事業にも県民参加や県民協働の要素を盛り込み、水源環境の保全について、幅広い観点から県民参加の取組を推進すべきです。

モニタリング調査については、施策の評価を行うために長期的・継続的に行う必要があります。また、事業効果を的確に検証するためには、県民視点と専門家による科学的な視点が重要です。森林の整備状況を検証する1つの手法として、水源環境保全・再生との関連や丹沢大山自然再生等における既存事業との関係を整理した上で、施策評価の根拠となる森林生態系調査の実施について検討すべきです。

事業の実績やモニタリング調査結果は、点検結果報告書やホームページ等の適切な方法により、県民に対して積極的に情報提供すべきと考えます。また、事業実施箇所において水源環境保全税を財源とする事業である旨を表示した看板の設置など、実施事業の周知方法等も検討すべきです。

【水源環境保全・再生施策の実施に係る個別事項に関する県民会議委員の意見（参考）】

本意見書の検討にあたり、県民会議委員から提出された個別事項に関する意見や検討されたい意見を以下に述べる。

2 - 1 森林関係事業

流域単位の具体的な森林配置の目標を明確に示し、森林再生50年構想と矛盾しないよう、実際の森林施業に反映させる必要がある。

水源の森林づくり事業の対象は私有林であるが、県有林や国有林と連携した森林整備を行うことも今後検討する必要がある。

私的な森林については、地権者がもっと責任と負担を負うべき。

4つ公的管理・支援の方法の仕組みについて、条件を見直して、水源かん養に役立つ縛りをきかせられないか。

森林整備の人材については、かながわ森林塾で養成しても即戦力ではなく、森林組合等の雇用者側にも支援する必要がある。

森林塾については、県ではなく、人材を必要とする事業体が主体的に運営すべき。

シカ管理と森林整備の一体的実施が必要である。具体的には、下層植生をモニタリングしながら、森林の間伐、シカの個体数調整、植生保護柵の設置の3つを同時に継続的に実施することが重要である。

シカ管理をはじめとする丹沢大山自然再生計画の各事業と連携して推進していくことが重要である。

丹沢大山自然再生計画と連携した取組が必要である（特にヤマビル）。

土壌流出防止対策について、今後は特別保護地区に限定せずに、必要に応じて他の場所でも実施した方が良い。

ブナ林等の調査研究について、ブナ林等の衰退原因の解明や立地環境モニタリングの継続を通して、奥山域再生のための各種技術開発を行い、今後の再生事業に反映させることが必要である。

渓畔林整備事業について、概ね片岸30mをとする現行計画の事業範囲を見直し、今後は強化すべきである。

県産の間伐材を搬出・利用する方法を考える必要がある。

間伐材の搬出のジグザグ集材は旧式の方法であるが、作業道や大型機械を入れる効率の高い方法では、地面は荒れるので、ジグザグ集材は相応の方法であり、それが無理ならば搬出ししない方が良い。

県産木材の生産・流通・消費の循環の活性化について、間伐材のエネルギー化の検討が必要である。

水源地域の間伐等による森林整備が、水源林の水土保持機能の向上に効果を発揮するまでには、長期間がかかることから、長期間のモニタリング調査の継続が必要である。

津久井湖周辺の水源環境整備（遊歩道の整備）が必要である。

水源林整備の入札において、林業事業者の規模やキャリアとは別に、結果的にどういう仕事をしてくれたかということをもっと評価すべきである。

開設した作業道を引き続き有効活用することが必要である（維持管理経費への充当）。

林業の推進・安定のための環境整備が必要である（林業従事者の所得の確保、雇用促進等）。

2 - 2 水関係事業

河川・水路の自然浄化対策について、生態系に配慮した整備は評価できるが、直接浄化対策は適用条件が不明確で、周囲の汚染源も調査されていないので、見直す必要がある。

生活排水処理だけでなく、生活排水の啓発にも注力すべき。

市町村設置型高度処理合併浄化槽の整備促進の拡充が必要である（維持管理費の助成の継続や増額）。

2 - 3 県外上流域対策関係

県外上流域対策については、直接的な森林整備対策よりも、流域材（流域単位の材）の搬出・利用の促進が必要である。

県外上流域対策の目的により、優先すべき対策を選択すべき。目的が水質であれば、対策は生活排水対策や農地等面源対策、水量が目的であれば、森林整備が優先される。

県外の生活排水対策について、山梨県の桂川清流センターを高度処理化していただきたい。

相模湖・津久井湖の水質について、流域の汚染源がポイント。汚染源をしっかりと探すことが必要。特に県外では、汚染源対策がポイントである。

山梨県側水源林への関わり方について、財政的な議論とは別に、ソフト面での森林塾生の受け入れ、あるいは両県で共同開催等を進めることにより、水源保全に対する両県の共通意識の醸成に役立つと考える。

2 - 4 県民参加の仕組みづくり・調査関係

県外上流域対策を決めるのは、議会や県民であり、県民参加としてパブコメが必要である。

県民参加としてフォーラムだけでなく、事業現場を見せる機会があった方が良い。

市民事業支援補助金については、小規模かつ多数の団体を支援することにより、今後、市民レベルによる水源環境保全・再生の取組が広がることを期待する。

山梨県の桂川流域に対して、神奈川県民の水源であることのPRが必要である。

森林教育を学校教育の場で普及・啓発する仕組みづくりが必要である。

県から移管され、老朽化された諸施設について、水源地である環境整備及び地域振興の観点から改修整備に努めるべきである（財源充当）。

森林の重要性等の理解のため、県民が森林の中で体験や学習ができる県民研修施設を設置すべきである。